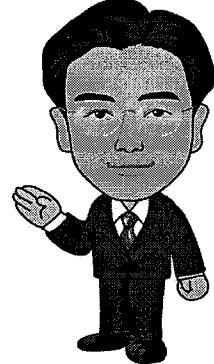


基本的にはすべての事業者に関係があります！

軽減税率制度への対応準備は 進んでいますか？

軽減税率対象品目を販売していないとしても、仕入や経費に軽減税率対象品目があれば、「区分経理」を行うとともに、当該「区分経理」により作成した帳簿や請求書等の保存をしなければ、消費税を計算する上で、売上税額から仕入税額を控除（以下、仕入税額控除）することはできません。軽減税率制度への対応が必要です。



1. 軽減税率制度の概要

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと引上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始します。この軽減税率制度の開始により、大きく次の3点が変わります。

(1) 複数税率の開始

軽減税率制度が開始されると、次の軽減税率対象品目について、軽減税率8%が適用されます。

軽減税率対象品目：

- ・食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類、外食やケータリング等を除く。）
- ・週2回以上発行の定期購読契約に基づく新聞

つまり、標準税率10%とこの軽減税率8%との複数税率となります。

(2) 税額計算

複数税率となることで、税率ごとに区分して税額を計算します。

(3) 帳簿及び請求書等の要件の改正

(2) の税額計算を行うためには、税率ごとに区分して経理（以下、区分経理）する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存（請求書等保存方式）が、10月1日から区分記載請求書等保存方式※へと改正されました。

※区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式に、次の事項が記載事項として追加されます。

帳簿：軽減税率の対象品目である旨

請求書等：軽減税率の対象品目である旨・税率ごとに合計した税込対価の額

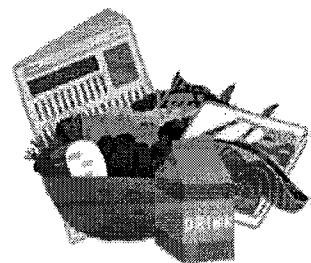
2. 軽減税率制度への対応

(1) 日々の取引で軽減税率対象か否かの確認

軽減税率対象品目は販売しなくても、次のような支出がある場合には、軽減税率対象品目の経費が発生することとなるため、区分経理が求められます。そのため日々の取引で、軽減税率対象か否かの確認が必要となります。

軽減税率の対象となる例：

- ・会議用の仕出し弁当や飲料水代
- ・従業員への福利厚生用茶菓子代
- ・取引先へ差し入れする飲食料品代
- ・社内図書用の新聞代（一定の定期購読契約に基づくもの）



(2) 区分経理を行い、帳簿等を保存

区分経理が発生する場合には、軽減税率対象部分について、これまでの帳簿処理に加え、軽減税率の対象品目である旨を記載しなければなりません。

また、原則として区分経理をした帳簿や、必要事項が記載された請求書等の保存が必要となります。

(3) 税率ごとに区分して税額を計算

なお、消費税の免税事業者であっても、軽減税率対象品目を販売している場合には、購入者から区分記載請求書等の発行を求められる可能性があります。「軽減税率対象品目を販売しない」あるいは「消費税は納税しない」といって、軽減税率制度への対応を全く準備しなくていいわけではありません。対応すべき内容を確認しましょう。

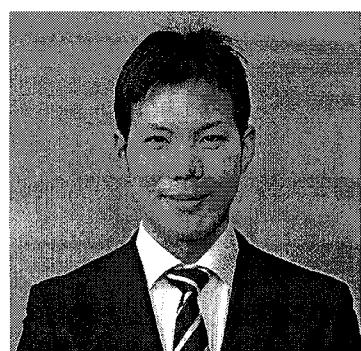
社員紹介コーナー



平成最後の4月に入社しました、今村奎亮と申します。

「奎亮」で「けいすけ」と読みます。少し珍しい漢字ですが、どうぞよろしくお願ひします。趣味はドライブに出かけることで、バイクを買うことを密かな目標にしています。

わからないことばかりですが、少しずつ見聞を広め、一日でも早くお客様に頼られる人材になりたいと思います。



社員からのコメント

MS第2課 今村 奎亮

塙原：元銀行マンだったせいか、本人の持つて生まれた性格なのか、人に対する気遣いが素晴らしい非常に感心させられます。仕事の上で疑問点があると納得いくまで質問する姿を見ていると、これから成長が楽しみです。

井口：久しぶりに2課に新入社員が入ってきました！早く仕事を覚えようと日々頑張っています。先輩方から教わったことを活かしてお客様へお役立ちができるよう、一緒に頑張りましょう！